

○山北町狭あい道路拡幅整備要綱

平成23年3月7日

告示第8号

(目的)

第1条 この要綱は、町民及び事業者等の理解と協力のもとに、狭あい道路を拡幅整備し、もって安全で快適な災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 幅員4メートル未満の町道をいう。
- (2) 町道 道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づく道路をいう。
- (3) すみ切り用地 道路状に整備しなければならない部分の土地をいう。
- (4) 建築 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第2条第13号に規定する建築をいう。
- (5) 建築主 狭あい道路に接する土地において建築する法第2条第16号に規定する建築主をいう。
- (6) 事業者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 前号に規定する建築主
 - イ 法第2条第11号に規定する工事監理者
 - ウ 法第2条第17号に規定する設計者
 - エ 法第2条第18号に規定する工事施工者
 - オ 第11号に規定する整備対象区域の域内に存する土地の所有権、借地権その他の土地を使用する権利を有する者
- (7) 指定確認検査機関 法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。
- (8) 拡幅基準線 狭あい道路と当該狭あい道路に接する土地との境界線をいう。
- (9) 後退線 法第42条第2項の規定に基づき道路の境界線とみなされる線をいう。
- (10) 整備対象区域 狭あい道路に接する土地のうち、この要綱に基づき整備しようとする区域をいう。
- (11) 整備工事 整備対象区域を道路状に整備するために必要な工事をいう。
- (12) 整地 整備対象区域の域内にある門塀、擁壁等を撤去し、又は域外へ移動するために必要な工事をいう。

(町長の責務)

第3条 町長は、狭あい道路の拡幅整備に当たっては、町民及び事業者等の理解と協力が得られるよう啓発に努めるとともに、町民及び事業者等に対する指導その他必要な措置を講じなけれ

ばならない。

- 2 町長は、神奈川県及び指定確認検査機関に対し、この要綱への理解と協力を求めるものとする。

(町民及び事業者等の責務)

第4条 町民及び事業者等は、狭あい道路の拡幅整備の必要性を理解し、この要綱に基づく手続、処理等を行い、その実施に協力しなければならない。

(整備対象区域)

第5条 整備対象区域は、次の各号に掲げる土地の区域とする。

- (1) 拡幅基準線と後退線との間の部分
 - (2) すみ切り用地
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、次条の事前協議に基づき、町長が特に必要と認める区域
- (事前協議)

第6条 建築主は、次の各号に掲げる行為のいずれかを行おうとする場合には、あらかじめ町長と狭あい道路の拡幅整備に関する協議(以下「事前協議」という。)を行わなければならない。

- (1) 法第6条第1項(法第88条において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築確認の申請
- (2) 法第6条の2第1項(法第88条において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築確認を受けるための書類の提出
- (3) 法第18条第2項(法第88条において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築計画の通知

2 事前協議は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 整備対象区域の範囲に関する事。
- (2) 整備対象区域の公共使用に関する事。
- (3) 整備工事及び整地に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項。

3 建築主は、事前協議が成立した後に整備対象区域の域内に存する土地の権利に変動を伴う行為をしようとする場合には、当該変動により当該権利を承継する相手方に対し、事前協議により生ずる建築主の責務を承継させなければならない。

(事前協議の開始)

第7条 事前協議は、建築主が町長に拡幅整備事前協議書(第1号様式。以下「事前協議書」という。)を提出することにより開始する。

2 前項の事前協議書は、第6条第1項各号に規定する行為の30日前までに提出しなければならない。ただし、町長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 事前協議書には、次の各号に掲げる事項を明示した書類を添付するものとする。

- (1) 整備対象区域の存する敷地の案内図及び当該敷地が記載されている公図
- (2) 整備対象区域の存する敷地に存する建築物、工作物及び境界杭等の位置及び形状
- (3) 整備対象区域の存する敷地と接する道路の路面状況及び幅員
- (4) 整備対象区域の存する敷地に計画する建築物又は工作物の配置
- (5) 拡幅基準線及び整備対象区域の範囲
- (6) 整地及び整備工事の内容
- (7) その他町長が必要と認める事項

(拡幅基準線の明示等)

第8条 事前協議を開始した建築主は、現地に拡幅基準線を明示しなければならない。

2 町長は、第6条第3項に掲げる事項について協議するに当たり、狭あい道路の中心線及び拡幅基準線を確認し、必要と認めるときは、建築主に対して現地での立会いを求め、前項の規定により明示された拡幅基準線の位置等の補正を求めることができる。

3 町長は、道路中心線が確定したときは、道路中心鋸を設置することができる。

(事前協議済通知書の交付)

第9条 町長は、事前協議が終了したときは、建築主に拡幅整備事前協議済通知書(第2号様式。

以下「事前協議済通知書」という。)を交付するものとする。

(道路用地の買取りの申出)

第10条 建築主は、整備対象区域を山北町狭あい道路拡幅整備事業助成金交付要綱(平成23年山北町告示第9号)第2条の規定により買取りの申出をすることができる。

2 前項の規定により申出する整備対象区域は、道路境界明示が完了しているものでなければならない。

(道路整備承諾書の提出)

第11条 建築主は、事前協議に基づき整備工事を受けるときは、道路整備承諾書(第3号様式)を町長に提出するものとする。

(使用承諾書の提出)

第12条 建築主は、整備対象区域について町が無償で使用することを承諾したときは、使用承諾書(第4号様式)を町長に提出するものとする。

(整備対象区域の公共使用)

第13条 整備対象区域は、事前協議に基づき、次の各号の区分に従い、当該各号に定める方法により管理する。

- (1) 整備対象区域が町道に接する場合で、町が当該整備対象区域の土地の所有権を取得したとき。当該土地を当該町道の区域に編入し、町が管理する。

(2) 整備対象区域が町道に接する場合で、町が当該整備対象区域の土地を道路として無償使用する権利を取得したとき。当該土地を当該町道の区域に編入し、町が管理する。

(3) 前2号のいずれにも該当しない場合、当該土地の権利者が管理する。

(整備工事及び整地の施行者)

第14条 整備工事は、町が行う。ただし、建築主が次の各号のいずれかに該当する場合は、建築主が整備工事を行う。

(1) 法第18条第2項に規定する国の機関の長等

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づく開発行為の許可を受けた者

(3) 山北町開発指導要綱（平成元年山北町告示第41号）の開発行為の許可を受けた者

(4) 大規模な建築工事を行う者

ア 敷地面積が300平方メートル以上で、かつ、高さが10メートル以上の建築物

イ 階数が3以上であり、かつ、住戸の数が15戸以上の建築物

2 前項の整備工事を行うために必要な整地は、建築主が行うものとする。

(町の支援)

第15条 町長は、建築主及び関係権利者に対し、別に定める事項及び範囲において、この要綱に基づく狭あい道路の拡幅整備に関する助成金の交付その他必要な支援を行うことができる。

2 前項の規定は、第14条第1項ただし書の適用がある場合及び宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が販売又は賃貸を目的として建築物を建築する場合には、適用しない。

3 第1項の支援を受けようとする建築主及び関係権利者は、別に定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(勧告等)

第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、是正のために必要な範囲で、勧告等の措置を行うことができる。

(1) 事前協議を拒み、又は正当な理由なく遅延させていると認められる建築主

(2) 確定した事前協議又は任意の協議若しくは整地の施行を拒み、又は正当な理由なく遅延させていると認められる建築主又は関係権利者

(3) 整備工事の完了した整備対象区域について、その形状を町長の許可なく変更し、又はこれを一般交通の用に供することを阻害する者

(氏名等の公表)

第17条 町長は、建築主又は関係権利者が前条の勧告等に応じない場合において、特に必要があると認めるときは、その氏名又は名称及び住所並びに勧告の内容を公表することができる。

(委任)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月7日から施行し、同日以後、第6条の規定による事前協議の申し入れを行う狭あい道路について適用する。

第1号様式

年 月 日

山北町長殿

住所
建築主
氏名 ⑩
電話 ()
住所
届出者
氏名
電話 ()

山北町狭あい道路拡幅整備要綱第7条の規定により、次のとおり関係図書を添えて協議します。

施工箇所	住居表示	山北町			
	地名地番	山北町			
整備区分	町道・管理道路	町整備・自主整備			
土地の権利形態	所有権・借地権・その他 ()				
建築物の規模	敷地面積	m ²	高さ	m	
	階数	地上階 地下階	住戸数	戸	
助成金の適用	あり・なし				
後退整備	m ²	間口	m	なし	
すみ切り整備	箇所	m ²	なし		
門、塀等の除却	m ²	(種類)	なし		
樹木の移設	あり・なし				
水道メーター等の撤去・移設	あり・なし				
地中障害物の撤去移設	あり・なし				
電柱等の移設	あり・なし				
樹木の植栽	あり・なし				
生垣の設置	あり・なし				
建築予定後期	年 月 日～ 年 月 日				
添付書類	案内図・現況配置図・計画配置図・求積図—各3部				
備考					

※ この事前協議書は当該建築に必要な法廷手続き（建築確認申請等）を行う30日までに提出してください。

第 2 号様式

都第 号
年 月 日

拡幅整備事前協議済通知書

様

山 北 町 長 ㊟

山北町狭あい道路拡幅整備要項第 7 条の規定による協議が終了しましたので、山北町狭あい道路拡幅整備要綱第 9 条の規定に基づき通知します。

施工箇所	住居表示	山北町			
	地名地番	山北町			
整備区分	町道・管理道路		町整備・自主整備		
土地の権利形態	所有権・借地権・その他 ()				
建築物の規模	敷地面積	m ²		高さ	m
	階数	地上 階	地下 階	住戸数	戸
助成金の適用	あり・なし				
後退整備	m ²	間口	m	なし	
すみ切り整備	箇所	m ²		なし	
門、塀等の除却	m ²	(種類)		なし	
樹木の移設	あり・なし				
水道メーター等の撤去・移設	あり・なし				
地中障害物の撤去移設	あり・なし				
電柱等の移設	あり・なし				
樹木の植栽	あり・なし				
生垣の設置	あり・なし				
建築予定後期	年 月 日～ 年 月 日				
添付書類	案内図・現況配置図・計画配置図・求積図				
備考					

第3号様式

年 月 日

道路整備承諾書

山北町長殿

建築主等 住所
氏名 (印) (印鑑登録済印鑑)
電話 ()

土地所有者 住所
氏名 (印) (印鑑登録済印鑑)
電話 ()

山北町狭あい道路拡幅整備要綱第10条の規定による整備対象区域を、山北町が道路として拡幅整備することを承諾します。

記

1、施工箇所 (住居表示) 山北町
(地名地番) 山北町

2、道路として使用する後退用地の面積 m²

すみ切り用地の箇所 (面積) 箇所 (m²)

(境界確定等により面積の変更が生じた場合は、変更後の面積とする。)

第4号様式

年 月 日

使用承諾書

山北町長 殿

住所
建築主等 氏名 ⑩ (印鑑登録済印鑑)
電話 ()

住所
土地所有者 氏名 ⑩ (印鑑登録済印鑑)
電話 ()

山北町狭あい道路拡幅整備要綱第11条の規定に基づき道路として拡幅整備した土地を山北町が町道又は町管理道路の区域に編入し、無償で一般公衆のように供することを承諾します。

また、整備対象区域の地域内に存する土地の権利に変動を伴う行為をしようとする場合は、当該権利を承継する相手方に対し、責務を承継することを誓約します。

記

1、施工箇所 (住居表示) 山北町

(地名地番) 山北町

2、道路として使用する後退用地の面積 m²

すみ切り用地の箇所 (面積) 箇所 (m²)

(境界確定等により面積の変更が生じた場合は、変更後の面積とする。)

第 1 号様式

第 2 号様式

第 3 号様式

第 4 号様式